

高知県国民健康保険法施行条例の一部改正

1. 条例改正の趣旨

国民健康保険法（以下「法」という。）を施行するために、高知県国民健康保険運営協議会、国民健康保険給付費等交付金、**国民健康保険事業費納付金**（以下「納付金」という。）等に関し必要な事項を定めている条例について、納付金の算定に係る規定の見直し及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（以下「政令」という。）の改正に伴う引用規定の整理を行うもの。

■【国民健康保険事業費納付金】（法第75条の7）

都道府県は、当該都道府県の国民健康保険において負担する保険給付費等交付金の交付に要する費用その他に充てるため、条例で、年度毎に、都道府県内の市町村から国保事業費納付金を徴収するものとされている。

2. 改正の背景（市町村から県への納付金の額の算定方法の変更関係）

保険料水準の統一（令和4年8月に知事と県内市町村長で基本方針を確認）

- ・人口減少・高齢化の進行により国保の財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の増加が見込まれる
- ・保険給付が全国共通の制度であるにもかかわらず住所地の市町村によって保険料負担に格差が生じているなどの課題
- ・安定的、公平に運営していくためには、市町村ごとで支え合っている現在の仕組みから、県全体で支え合う仕組みに転換することが必要。

県内国保の保険料水準を統一（県内のどの市町村に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料） ※目標年度：令和12年度

⇒各市町村の医療費の状況を各市町村の納付金に反映している現在の仕組み（各市町村の医療費の状況が各市町村の保険料に影響）を令和6年度から見直し

※住民が支払う保険料については令和12年度までに統一

3. 改正の主な内容

①納付金算定における医療費指数反映係数の取扱いの変更（第9条、第10条第1項関係）

（現行）各市町村に係る**年齢調整後医療費指数**が納付金算定に反映されるように、知事が定める。
（**医療費指数反映係数「1」**で運用することで医療費の水準の地域差を納付金算定に反映）

- ・規模の小さい市町村では高額医療費の発生等に伴い財政運営が不安定になる。
- ・被保険者にとっては住む市町村によって保険料が異なる状況。

（改正案）市町村ごとに異なる**年齢調整後医療費指数**を納付金算定に反映しない。

（**医療費指数反映係数を「零」とする。**）

- ・市町村における医療費と納付金の関係が切り離され、市町村の国保財政が安定する。
- ・被保険者にとっては住む市町村による保険料の差がなくなる。

最終的に住民の保険料への反映は
県条例改正を踏まえた市町村条例の
改正が必要

■【医療費指数反映係数】（算定政令第9条第3項）

- ・各市町村の納付金算定に年齢調整後医療費指数を反映させるための係数。
- ・各都道府県の条例で定める基準に従い、零以上一以下の範囲内において知事が定めるとされている。

③介護納付金分の納付金の算定における平等割（世帯数割）の廃止（第21条、第22条関係）

（現行）介護納付金分の配分については、所得割・均等割（被保険者数割）・平等割（世帯数割）により算定。

（改正案）平等割を廃止し、所得割・均等割により算定する。
※介護2号被保険者（40歳以上65歳未満）の個人に賦課。

②高額な医療費の共同事業に関する規定の廃止（第10条第2項関係）

（現行）高額な医療費の発生に伴う市町村国保財政への影響を緩和するために1件につき420万円を超える医療費レセプトの200万円を超える部分を県全体（全市町村）が共同負担。

（改正案）保険料水準の統一に伴い必要性がなくなるため廃止する。

※市町村ごとに異なる年齢調整後医療費指数を、納付金算定に反映しないことから、**全ての医療費について共同負担することとなる。**

④政令改正に伴う引用規定の整理

政令の改正に対応した引用規定の整理をしようとするもの。

施行日：令和6年4月1日

（④の引用規定の整理のみ同年1月1日）

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県国民健康保険法施行条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）を施行するため、法、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。）、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号。第8条第2項において「納付金等省令」という。）その他の法令及び他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第3章 国民健康保険保険給付費等交付金

第7条 法第75条の2第1項の規定により県が市町村に対して交付する国民健康保険保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金とする。

2 前項の普通交付金は、算定政令第6条第2項及び第4項に規定する事項を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。

3 第1項の特別交付金は、次に掲げる額の合算額を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。

（1）算定政令第4条第3項の規定により国が災害その他特別の事情がある都道府県に対して交付する特別調整交付金の額のう

高知県国民健康保険法施行条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）を施行するため、法、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。）、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号。第8条第2項において「納付金等省令」という。）その他の法令及び他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第3章 国民健康保険保険給付費等交付金

第7条 法第75条の2第1項の規定により県が市町村に対して交付する国民健康保険保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金とする。

2 前項の普通交付金は、算定政令第6条第2項及び第4項に規定する事項を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。

3 第1項の特別交付金は、次に掲げる額の合算額を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。

（1）算定政令第4条第3項の規定により国が災害その他特別の事情がある都道府県に対して交付する特別調整交付金の額のう

ち、当該市町村の災害その他特別の事情に応じて県に対して交付する額

(2) 法第72条第3項の規定により国が市町村の取組を支援するため県に対して交付する額のうち、当該市町村の取組に応じて交付する額

(3) 法第72条の2第1項の規定により県が一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる額のうち、知事が別に定めるところにより、当該市町村に対する交付に充てる額

(4) 法第72条の5第1項の規定により国が負担する特定健康診査等費用額（算定政令第4条の7第3項に規定する特定健康診査等費用額をいう。以下この号において同じ。）の3分の1に相当する額及び法第72条の5第2項の規定により県が一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる特定健康診査等費用額の3分の1に相当する額の合算額のうち、当該市町村の特定健康診査等費用額に応じて交付する額

(医療費指数反映係数)

第9条 算定政令第9条第3項の医療費指数反映係数は、零とする。

第10条 削除

ち、当該市町村の災害その他特別の事情に応じて県に対して交付する額

(2) 法第72条第3項の規定により国が市町村の取組を支援するため県に対して交付する額のうち、当該市町村の取組に応じて交付する額

(3) 法第72条の2第1項の規定により県が一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる額のうち、知事が別に定めるところにより、当該市町村に対する交付に充てる額

(4) 法第72条の5第1項の規定により国が負担する特定健康診査等費用額（算定政令第4条の6第3項に規定する特定健康診査等費用額をいう。以下この号において同じ。）の3分の1に相当する額及び法第72条の5第2項の規定により県が一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる特定健康診査等費用額の3分の1に相当する額の合算額のうち、当該市町村の特定健康診査等費用額に応じて交付する額

(医療費指数反映係数)

第9条 算定政令第9条第3項の医療費指数反映係数は、各市町村に係る一般納付金基礎額に当該市町村に係る年齢調整後医療費指数の多寡が反映されるよう、知事が定める数とする。

2 知事は、医療費指数反映係数を定めるに当たっては、各市町村における保険料（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。）の急激な増加が抑制されるよう配慮するものとする。

（年齢調整後医療費指数）

第10条 算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算

定政令第9条第4項の年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項第3号に掲げる値とする。

2 算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項第3号イの規定により区域内市町村群（県内全域の市町村とする。）において共同して負担する部分は、一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、医療費指数算定対象年度の前年度の1月1日から医療費指数算定対象年度の12月31日までの間において当該一般被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（施行令第29条の2第1項第2号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第56条第1項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が420万円を超えるものの200万円を超える部分とする。

（介護納付金賦課被保険者数等割合）

第21条 算定政令第11条第5項の介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。

第22条 削除

（介護納付金賦課被保険者数等割合）

第21条 算定政令第11条第5項の介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第2号に掲げる数とする。

（介護納付金納付金被保険者均等割指数）

第22条 算定政令第11条第7項の介護納付金納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、1未満の数であって、知事が定める数とする。

